

自転車マナーアップと 自転車用ヘルナット着用 推進コンテスト

仲間と取り組む
交通安全!

参加料
無料

要事前申込

高校生交通安全施策部門

【参加資格】

徳島県内の高校生。

- 生徒会及び部活動チーム
(学校公認の同好会も含む)
- それ以外のチーム(5人以下)

【応募方法】

申込用紙に必要事項を記載し、チームで取り組んだ自転車マナーアップと自転車用ヘルメット着用推進の啓発活動が分かる関係書類を添付し、警察署交通課窓口提出する。
(受付時間9:00~16:00土日祝日は除く)

※参加・募集期間前に行った啓発活動も参加可

【審査方法等】

取り組んだ交通安全施策の啓発効果により、交通安全に貢献が高いと認められたチームを選考

優秀賞

50,000円相当... 3本

(それ以外のチーム 1人10,000円相当)

入賞

25,000円相当... 25本

(それ以外のチーム 1人5,000円相当)

- 結果発表は、ホームページに掲載します(3月予定)。
- 優秀賞、入賞のチームには通知します。

【主催】徳島スマートドライバー
セーフティラリー実行委員会
【協賛】大塚グループ

ヘルナットが
僕たちを守ってくれる

参加・募集期間

2026

7/1(水) ▶ 11/30(月)



参加申込

自転車マナーアップと
自転車用ヘルメット着用推進コンテスト

高校生交通安全施策部門～参加申込書～

令和8年 月 日

チーム名・人数	() 名	高校名(団体名) ※団体名は、生徒会・部活動等	
責任者氏名(教員)		電話(携帯電話等)	
番号	学年	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日
1			平 . .
2			平 . .
3			平 . .
4			平 . .
5			平 . .

★太枠内をご記入ください。[※の欄] は、何も記入しないでください。 ●本用紙が足りない場合は、コピーしてご使用ください。

※備考欄

反則行為の種類			反則金の額(円)
携帯電話使用等(保持) ※1			12,000
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り			7,000
速度超過	25km以上30km未満		12,000
	20km以上25km未満		10,000
	15km以上20km未満		7,000
	15km未満		6,000
駐停車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視		赤色等	6,000
		点滅	5,000
通行区分違反			6,000
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反			
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			5,000
通行禁止違反			
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等			
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

反則行為の種類	反則金の額(円)
乗合自動車発進妨害	5,000
割込み等	
交差点右左折等合図車妨害	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
減光等義務違反	
警音器吹鳴義務違反 ※1	
乗車積載方法違反	
軽車両整備不良	
自転車制動装置不良	
泥はね運転	
転落等防止措置義務違反	
転落積載物等危険防止措置義務違反	
安全不確認ドア開放等	
停止措置義務違反	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	3,000
歩道徐行等義務違反 ※2	
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	
環状交差点左折等方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
制限外許可条件違反	
原付等牽引違反	
自転車道通行義務違反 ※2	
警音器使用制限違反	

etc.

※1 自転車対象(自転車以外の軽車両を除く)

※2 普通自転車が対象

自転車が歩道通行できる場合

自転車は**車道通行が原則**ですが、次の場合は**歩道を通行することができます**。

- 道路標識や道路標示によって歩道を通行できるとされているとき
 - 運転者が、13歳未満の児童や幼児・70歳以上の高齢者・一定の身体障害がある方の場合
 - 自動車の交通量が著しく多いなど、車道を通行すると事故の危険がある場合
- 県警察は、**単に歩道通行のみで検挙することはありません**。



詳しくは警視庁ホームページに掲載されている『**自転車を安全・安心に利用するためにー自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入ー【自転車ルールブック】**』をご覧ください。

